

医保第20-242号
令和6年12月11日

医療機関 代表者 様

三重県医療保健部長

令和6年度子育て医師等復帰支援事業補助金の交付申請について（通知）

平素は、三重県の医療保健行政推進につきまして格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

表題の補助金につきまして、この度、令和6年度の交付申請を受け付けることとしましたので、補助金の交付を希望される場合は、子育て医師等復帰支援事業補助金交付要領（以下「要領」という。）に基づき、下記のとおり交付申請書類を提出してください。期限までに提出がない場合は、申請されないものとして取り扱いますので、御了承ください。

また、書類の作成及び提出にあたっては、留意事項（裏面）を御確認ください。

記

- 1 提出書類：（1）交付申請書（要領第6条の規定様式）
（2）所要額調書、実施計画書、所要額明細書
（交付申請書の別紙様式）
（3）歳入歳出予算（見込）書の抄本
（4）法人等役員一覧
（5）その他参考となる資料

2 提出期限：令和7年1月10日（金）（必着）

3 提出方法

下記2つのアドレスにメールで提出してください。（郵送での提出は不要です）

iryokai@pref.mie.lg.jp（代表）

nishis21@pref.mie.lg.jp（担当）

【事務担当】

三重県医療保健部 医療人材課
医師確保班 西田

〒514-8570 三重県津市広明町13

TEL：059-224-2326

E-mail：iryokai@pref.mie.lg.jp

別紙 留意事項

(1) 補助金交付要領、交付申請書類様式等については、以下の県ホームページからダウンロードしてください。

三重県の医師・看護師確保対策に係る補助金制度：

https://www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/HP/84303023357_00001.htm

※トップページ>健康・福祉・子ども>医療>医師・看護職員確保対策
>看護職員確保>三重県の医師・看護師確保対策に係る補助金制度

(2) 各医療機関からの申請総額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で交付決定を行います。この場合においては、各医療機関の補助所要基礎額に一律の調整係数を乗じた額を交付決定額とすることを予定しておりますので、あらかじめ御了解願います。

(3) 要領第11条(1)の規定に基づき、交付決定後、20パーセント以上の減額変更等を行う場合は知事の承認を受ける必要があります。

また、補助事業完了後の実績報告においては、精算額明細書に記載の各項目の根拠資料（支出の証拠書類）を提出していただきます。補助対象であっても、根拠が不明確な場合は実績に含めることはできません。

以上のことから、事業内容を十分精査し、申請を行ってください。